

居宅介護支援サービス

重要事項説明書

1 居宅支援サービスの目的

要介護状態等にあるお客様の委託により、お客様の心身の状況等に応じ、複数のサービス事業者の紹介・選定・推薦に際して、介護支援専門員はお客様のニーズや希望を踏まえつつ公正中立に行い、適切な居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を支援し、作成された居宅サービス計画に沿って指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、各サービス事業者並びに医療機関等との連絡調整を密にし、その他の便宜を図ります。要介護者等が介護保険施設入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行います。

2 会社概要

- 法人名称 : 有限会社在宅ケアセンター
- 法人所在地 : 秋田県秋田市下北手松崎字前谷地142-1
- 代表番号 : 018-887-3886
- 代表者氏名 : 高貝 博美
- 設立 : 平成15年1月8日
- 資本金 : 300万円
- 実施サービス : 居宅介護支援、介護予防支援、訪問介護、総合事業（予防）小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム

3 居宅介護支援サービスを提供する事業所（以下「サービス事業所」とします）

■サービス事業所の概要

サービス事業所の名称	秋田在宅ケアセンター
所在地	秋田県秋田市下北手松崎字前谷地142-1
電話番号等	TEL 018(887)3886 FAX 018(825)1137
指定事業者番号	0570107961
実施サービス	居宅介護支援、介護予防支援
サービス提供地域	秋田市
備考	

■職員体制

	常勤	非常勤	計	資格等
管理者	1人	人	1人	主任介護支援専門員
介護支援専門員	1人	人	1人	介護支援専門員
事務職員(その他)	人	人	人	
備考(兼任等)	管理者は介護支援専門員と兼務			

■営業日及び営業時間

営業日	休業日を除く毎日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
休業日	土曜日、日曜日、国民の祝祭日 12月29日～1月3日
備考	転送電話等により営業時間外または休業日においても24時間 連絡可能な体制としています

4 居宅介護支援サービスの申し込みから居宅サービスが提供されるまでの流れとその主な内容

① 居宅介護支援サービスの申し込み

重要事項及び契約内容をご確認いただき、契約の締結をします。

② 状態の把握(アセスメント)

担当の介護支援専門員がお客様やご家族に面接し、抱えている問題点や解決すべき課題を分析します。

※ 施設への入所を希望される場合はご紹介します。

③ 居宅サービス計画原案の作成

複数の居宅サービス事業所に関する情報をもとに、お客様が居宅サービス事業所を選定します。

※ 居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を介護支援専門員に求めることができます。

④ 居宅サービス担当者との連絡調整

担当の介護支援専門員を中心に、関係する居宅サービス担当者やお客様・ご家族も参加し、必要な意見交換等を行うことにより居宅サービス計画の内容調整を図ります。

⑤ 居宅サービス計画の作成

お客様の希望や心身の状況等を考慮し、居宅サービスの目標とその達成時期、サービスの種類、内容、利用料等を決定します。

※ お客様は、複数の事業所の紹介を求めること並びに当該事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由を介護支援専門員に求めることができます。

⑥ お客様の同意

作成された居宅サービス計画の内容についてご確認、ご了承いただきます。

⑦ 居宅サービスの提供

居宅サービス計画に位置づけられたサービスを、各々の居宅サービス事業所より提供します。

5 居宅介護支援の提供にあたって

- ① 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- ② 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 60 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- ③ 利用者及びその家族は、当事業所に対して、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所を紹介するよう求めることができます。

6 利用料金

要介護認定又は要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。(重要事項説明書の別紙「居宅介護支援事業 料金の体系」参照)

※ 保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、一ヶ月につき要介護度に応じて、サービス利用料の全額を一旦お支払いいただき、事業所から「サービス提供証明書」を発行します。

この「サービス提供証明書」を後日お住まいの市区町村窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

7 留意事項

相談受付場所	お客様の居宅またはお客様が指定される場所 サービス事業所の相談室・会議室など
介護支援専門員の居宅訪問頻度	少なくとも1ヶ月に1回とさせていただきますが、その他必要に応じて随時実施します
サービス担当者会議の開催	お客様にサービスを提供する指定居宅サービス事業者の担当者と 会議を開催し、提供するサービスの質の向上及び連携に努めます
介護支援専門員の変更	変更を希望される場合はご相談下さい ※変更をいたしかねる場合があります
調査(課題把握)の方法	居宅サービス計画ガイドライン方式
利用料の変更	変更の場合は書面によりご連絡します

8 事故発生時の対応

- ① お客様に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該者の家族及びお客様に係る医療機関、居宅サービス事業者等に連絡をするものとし、事故の状況及び処理方法について記録します。また、お客様に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9 サービス相談窓口及び苦情受付窓口

①サービス事業所

電話番号	TEL 018(887)3886
受付時間	営業日の午前8時30分～午後5時30分
備考	担当者 :遠藤 セイ子

②その他

その他の相談・苦情受付窓口としては、下記の窓口がございます。

- ・ 秋田市介護保険課の相談・苦情受付窓口 電話 018(888)5674
- ・ 秋田県国民健康保険団体連合会の苦情受付窓口 電話 018(883)1550

10 緊急時の連絡先

かかりつけ医、ご親族等緊急時の連絡先は、予め担当の介護支援専門員により確認させていただきます。サービス提供中にお客様の容態の急変等があった場合には、当該の連絡先等へ連絡します。

11 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、適宜虐待を防止するための研修を従業者にし、利用者及びその家族等からの苦情処理体制の整備を行うとともに、虐待防止のため必要な措置を行うものとします。

12 暴言・暴力・ハラスメントに関する事項

事業所は、利用者や従業者に対する暴言・暴力・ハラスメントの防止のため、体制整備を行うとともに、必要な措置を行うものとします。

13 感染症の予防及びまん延防止に関する事項

事業所は、感染症の発生やまん延防止に関する取り組みの徹底を図る観点から、委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練等、必要な措置を行うものとします。

14 業務継続計画に関する事項

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を行うものとします。

以上

上記について説明を受け、その内容に同意し、これを受領いたします。

令和 年 月 日

お客様（又はその代理人）氏名

上記について、お客様（又はその代理人）に説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者	所在地	秋田県秋田市下北手松崎字前谷地142-1
	事業所名	有限会社在宅ケアセンター

サービス事業所（事業所の名称及び所在地）

秋田在宅ケアセンター

秋田県秋田市下北手松崎字前谷地142-1

説明者氏名
